

令和8年9月13日執行
石垣市議会議員一般選挙

選挙公報の手引

石垣市選挙管理委員会

〒907-8501 石垣市字真栄里672番地

電 話 0980-82-8544

FAX 0980-87-9006

この手引書を利用される方へ

この手引書は、令和8年9月13日執行の石垣市議会議員一般選挙における、選挙公報の掲載申請手続き、原稿作成上の注意事項、および掲載写真の掲出にあたっての留意事項等と石垣市選挙管理委員会からのお願いを記載したものです。

掲載申請をされる方は、本手引書を十分にお読みいただいたうえで、申請をお願いします。

なお、この手引書の掲載内容、その他ご不明な点がございましたら、石垣市選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

目 次

I. 概要.....	1
II. 選挙公報受付までの流れ.....	2
III. 掲載原稿の予備審査のお願い.....	3
IV. 選挙公報掲載申請の手続き.....	4
V. 掲載文記載上の注意事項.....	6
VI. 掲載写真の掲出にあたっての注意.....	8
VII. 体裁.....	9
VIII. 申請にあたってのチェックリスト.....	10

I. 概要

1. 選挙公報は、「石垣市選挙公報の発行に関する条例」に基づき、石垣市選挙管理委員会が発行し、市内の全世帯へ配布します。
2. 候補者が、氏名、経歴、政見等の掲載を希望する場合は、所定の期日までに掲載申請を行う必要があります。
3. 提出書類は、次のとおりです。
 - (1) 選挙公報掲載申請書
 - (2) 選挙公報掲載文原稿用紙(電子データ可)
 - (3) 掲載写真(電子データ可)
4. 選挙公報は、候補者から提出された原稿とほぼ同一の大きさで、白黒印刷（モノクロ）にて作成します。
5. 選挙期日の告示日に提出された原稿および写真は、理由を問わず一切お返しいたしません。

【日程等】

区分	日時	場所
予備審査	令和8年8月4日(火)～ 8月20日(木) 午前9時～午後5時まで	選挙管理委員会事務局
受付(告示日)	令和8年9月6日(日) 午前8時30分～午後5時まで	立候補届出受付会場

Ⅱ. 選挙公報受付までの流れ

1. 予備審査

告示日当日の円滑な受付のため、事前に原稿内容の確認を行います。

(1) 日時

8月4日(火)～8月20日(木)

午前9時～午後5時

(2) 提出書類

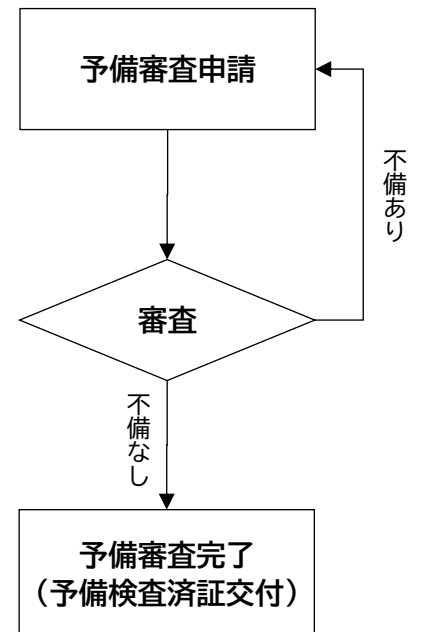
- ①選挙公報掲載申請書
- ②原稿用紙(電子データ可)
- ③掲載写真(電子データ可)

(3) 審査の流れ

書類をお預かりし、審査後当日又は後日審査結果をお知らせします。

※不備がなくなるまで審査を繰り返します。

審査完了後は、「予備審査済証」を交付し、「選挙公報掲載申請書」は返却いたします。



2. 本申請受付（告示日当日）

告示日に立候補届出が受理された後、選挙公報の正式な掲載申請の受付を行います。

(1) 予備審査を完了している方

「選挙公報掲載申請書」および「予備審査済証」を提出して受付完了です。

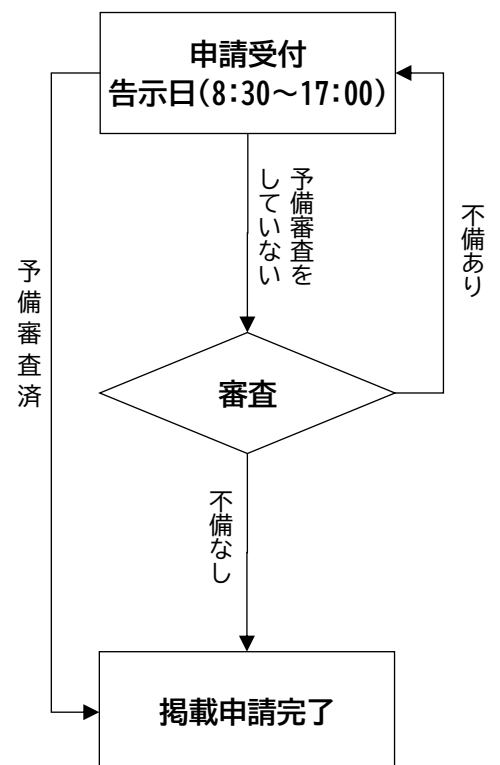
(2) 予備審査を受けていない方

その場で提出書類の審査を行います。

※不備がある場合、修正後、再審査を行います。

不備がなくなったら申請受付完了です。

受付完了までにお時間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。



Ⅲ. 掲載原稿の予備審査のお願い

掲載文の申請は、告示日（９月６日（日）午前８時30分から午後５時までの間）に限られますので、掲載申請を円滑に行うため、あらかじめ掲載文原稿の内容等について、石垣市選挙管理委員会事務局で予備審査を行いますのでご協力をお願いします。

１. 予備審査の日時

予備審査の日時は、８月４日（火）から８月20日（木）の午前９時から午後５時までの間で行います。（12時から13時を除きます。）

なお、予備審査を円滑に行うため、立候補予定者ごとに相談日時をあらかじめ調整させていただく場合がありますので、ご了承のうえ、ご協力をお願いします。

２. 予備審査の場所

沖縄県石垣市字真栄里 6 7 2 番地

石垣市選挙管理委員会事務局（石垣市役所 3 階）

３. 持参していただくもの

予備審査の際に持参していただくものは次のとおりです。

- (1) 選挙公報掲載申請書（電子データ可）
- (2) 選挙公報掲載文原稿用紙（電子データ可）
- (3) 掲載写真（電子データ可）

４. 選挙公報掲載申請書の返還

予備審査が終了した方には、９月６日（日）の立候補届出受理後に正式に提出していただく「選挙公報掲載申請書」と「予備審査済証」をお渡ししますので、９月６日にはこの２枚の書類を持参してください。

５. 予備審査を終了した方の告示日における掲載申請

告示日（９月６日（日）午後５時まで）の立候補届出後に、予備審査終了後にお渡しした「選挙公報掲載申請書」と「予備審査済証」を提出してください。

６. 通称使用の認定を受ける場合の取扱い

立候補の届出において、通称使用の認定を受けようとする立候補予定者は、選挙公報の氏名欄には、当該通称を記載しなければなりません。この場合、通称使用の認定が受けられなかったときは、石垣市選挙管理委員会が予備審査の場でお預かりしている当初通称を記載した選挙公報掲載文原稿用紙に代えて、本名を記載した選挙公報掲載文原稿用紙と選挙公報掲載文修正（掲載写真取替）申請書を提出していただくことになりますので、通称の使用等に関しては、あらかじめ十分ご相談ください。

IV. 選挙公報掲載申請の手続き

1. 掲載文の申請

告示日(9月6日(日))午前8時30分から午後5時まで(昼休みも受付)

申請場所 石垣市役所2階 大会議室1・2

(1) 提出書類

- ア 選挙公報掲載申請書 1枚
- イ 選挙公報掲載文原稿用紙(データ可) 2枚 ※データの場合は1式
- ウ 掲載写真(データ可) 2葉 ※データの場合は1式

(2) 申請に当たっての注意

- ア 必ず石垣市選挙管理委員会が交付した原稿用紙のサイズを用いて作成してください。
- イ 原稿は、一切お返しいたしません。
- ウ 9月6日(日)午後5時を経過しますと、申請があっても受理できませんので、立候補の届出が済み次第、その場で提出してください。
- エ 掲載申請書を受付する際、提出書類の記載内容について訂正をお願いすることもありますので、その場で訂正に応じられるように、候補者又は代理人が直接ご持参ください。

2. 掲載文の修正

修正しようとするときは、9月6日(日)午後5時までに、石垣市選挙管理委員会に文書にて修正の申請をしてください。

(1) 提出書類

- ア 選挙公報掲載文修正申請書 1枚
- イ 選挙公報掲載文原稿用紙(修正後) 2枚 ※データの場合は1式

3. 掲載文の撤回

提出した掲載文を撤回しようとするときは、9月6日(日)午後5時までに石垣市選挙管理委員会に撤回の申請をしてください。

(1) 提出書類 選挙公報掲載撤回申請書

4. 掲載順序

選挙公報に掲載文を掲載する順序を定める「くじ」は、9月6日(日)午後5時を経過した後、石垣市選挙管理委員会において、午後5時15分に公正に行います。(午後5時30分から投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじがあります。)

候補者又はその代理人は、この「くじ」に立ち会うことができます。

なお、立ち会いを希望される方は、9月6日(日)午後5時10分までに石垣市選挙管理委員会にお越しください。

5. 問い合わせ先

907-8501 沖縄県石垣市字真栄里672番地
石垣市選挙管理委員会事務局(石垣市役所3階)
電 話 0980-82-8544
FAX 0980-87-9006
メール senkankk@city.ishigaki.okinawa.jp

V. 掲載文記載上の注意事項

1. 一般的注意事項

掲載文原稿を作成するにあたっては、そのまま原稿を読み取り印刷しますが、次に示す事項を記載しないよう、特に注意してください。

(1) 品位を損なう記載

他人の名誉を傷つけ、もしくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等の記載

(2) 虚偽事項の記載

身分、職業、経歴、政党その他の団体への所属、推薦又は支持の有無等について、虚偽の事項。

(3) 非合法又は刑事犯罪を構成するような記載

(4) 利害誘導にわたる記載

(5) 他の候補者(他選挙における候補者を含む)の選挙運動にわたる記載

2-1. 原稿用紙による申請

(1) 原稿用紙は、石垣市選挙管理委員会が交付、指定したものを必ず使用して下さい(提出していただくのは2枚です。)。

(2) 提出された原稿に「汚れ」や「破損」がないようにしてください。

※掲載文の修正に修正液等は使用できません。修正が必要な場合は、新たな原稿用紙を使用してください。

(3) 掲載文は、用紙中の写真欄・氏名欄以外の部分の枠内に記載してください(掲載文が貼り付けてある場合、その枠内に剥がれないように十分注意して貼り付けてください。)。

2-2. 電子データによる申請

(1) 掲載文の電子データは、イラストレータでアウトライン化されたファイルとします。また、公報紙は白黒印刷のためデータ原稿はカラーより白黒、解像度は300dpi以上が望ましいです。

(2) 掲載文の電子データは、EPS形式とPDF形式で保存したものをCD-ROMで提出してください。

(3) 掲載文の電子データのファイル名は、「市議_(候補者氏名)_選挙公報原稿」としてください。

(4) 写真の電子データを別の形式で提出する場合は、JPEG形式とすること。

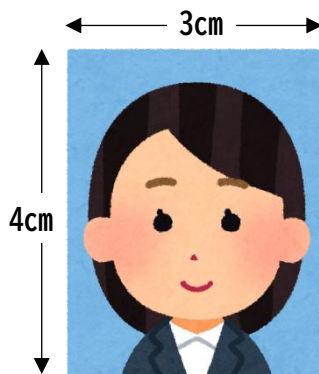
(5) 写真の電子データのファイル名は「市議_(候補者氏名)_(党派名)_撮影年月日_写真.jpeg」としてください。

(6) その他掲載文の注意事項は、原稿用紙による申請と同様です。

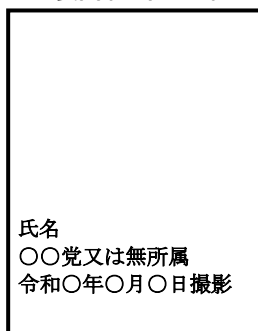
3. 掲載写真について

- (1) 選挙公報掲載申請書に添えて、**写真2葉**を掲載文原稿用紙に貼り付けないで提出してください。
- (2) 規格は、**縦4.0cm、横3.0cm**
外枠が、縁取り(枠取り)の場合は、縁取りの内側の規格が、縦4.0cm、横3.0cmのものを**2葉同じもの**を提出してください。
- (3) インクジェットプリンタ及びレーザープリンタで印刷した写真は、印刷時に著しく不鮮明となる恐れがあります。
- (4) 提出する写真は、選挙期日前3ヶ月以内(令和8年6月13日以降)に撮影したものに限られます。)
- (5) 写真の裏面には、候補者の氏名、党派等及び撮影年月日を必ず記載してください。なお、中央部の顔の裏面に力を入れてこれらを記載すると、掲載写真に傷がつく恐れがありますので、写真裏面の下部(概ね1cm幅)に軽く記載してください。
※筆圧で写真に裏写りがないようにご留意願います。
※記載事項→ ①氏名 ②党派等 ③撮影年月日
- (6) 提出された写真は、印刷の都合上適宜トリミングさせていただきます。

【規格・記載例】

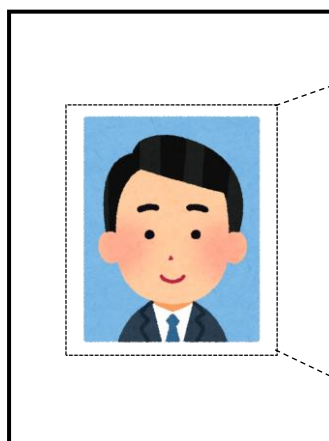


裏面(2葉とも)



文字が表写真面に写らないよう注意してください。
※〇〇党は未記入でも可
強制ではありません。

※投票日から3ヶ月以内の撮影日(6/13以降)
※上半身が写るように撮影してあるか
※写真は鮮明であるか



トリミングのうえ、
掲載される場合の例

4. 掲載本文について

- (1) 掲載文の字数に制限はありません。
- (2) 白と黒のみで記載するようにしてください。
- (3) 鉛筆は使用しないでください。
ペン字、タイプライターについても、印刷時に不鮮明になることがあります。
- (4) 小さい文字や字画の多い文字を使用すると不鮮明になりやすいので注意してください。また、極端に大きい文字も、印刷時に紙面を汚す恐れがありますから、なるべく記載しないようにしてください。
- (5) グラデーションや網掛け文字は、印刷時に不鮮明になる恐れがありますので、ご注意ください。
- (6) 図、イラスト等を記載する場合、掲載文を記載することができる面積(氏名欄及び写真掲載欄を除く。)の概ね2分の1を超えて掲載しないでください。

5. 氏名欄について

- (1) 氏名欄には、候補者の氏名(選挙長が認定した通称があるときは、必ずその通称。)を記載してください。
- (2) 氏名欄には、次の事項に限り記載することができます。
ア 氏名のふりがな、ふり漢字
イ 年 齢
ウ 身 分(例：現職、〇〇党代表、無所属、等)
エ 所属党派(例：〇〇党、〇〇党候補、〇〇党公認、〇〇党推薦、等)
オ 立候補届出書の氏名と一致
カ 通称認定申請書が提出されている場合は、必ず通称(呼称)を記載してください。

6. その他

- (1) 上記1～5までの掲載文記載上の注意事項に抵触した掲載文については、訂正を求めることがあります。
- (2) 選挙公報の印刷の体裁等については、指定することができません。

VI. 掲載写真の提出に当たっての注意

選挙公報に掲載する写真は、提出していただいたものをそのまま印刷しますが、新聞紙の大きさに応じて若干微調整されます。

Ⅶ. 体裁

令和 8 年 9 月 13 日 執行 石垣市議会議員一般選挙公報 石垣市選挙管理委員会			
②	写真	①	写真
	氏 名		氏 名
④	写真	③	写真
	氏 名		氏 名
⑥	写真	⑤	写真
	氏 名		氏 名
※ この選挙公報は、候補者から提出された原稿を、原文のまま印刷したものです。			

紙面 1 ページのレイアウト

- ※ 2 ページ以降は、用紙の両面に印刷します。
- ※ 2 ページ以降にわたる掲載の順序は、これに準じます。
- ※ 空白スペースに選挙管理委員会による啓発の文言等が入ります。
- ※ 掲載順序はくじで決定します。

Ⅷ. 申請に当たってのチェックリスト

1. 選挙公報掲載申請書

	項目	確認
1	記載しなければならない事項はすべて記載してあるか。	
2	住所は候補者届出書と相違ないか。	
3	掲載文原稿(2通)は同一か。	
4	原稿提出の場合、写真は貼られていないか。	

2. 掲載文原稿

	項目	確認
1	黒色で鮮明に記載されているか。	
2	原稿用紙の枠内に収まっているか。	
3	氏名欄に政見等が記載されていないか。	
4	選挙長に認定申請する通称がある場合、その通称と氏名欄の記載は一致しているか。	
5	図、イラスト等の記載に係る合計面積は、全体面積(氏名、写真欄を除く本文内。)の概ね2分の1以内となっているか。 罫線で囲まれた部分を網掛け処理すると、イラストに分類される。	
6	他者の名誉棄損、善良な風俗の侵害、特定商品の広告等の記載がないか。	
7	掲載内容には、候補者が責任を負うことを承知しているか(口頭で確認すること。)	

3. 写真

	項目	確認
1	上半身を撮影したものであるか。	
2	規格は、4.0cm、横3.0cmとなっているか。 (縁取りしてある場合は、縁取りの内側の規格。)	
3	被写体頭上のスペースは、1cm程度空いているか。	
4	写真の裏面には、氏名、党派及び撮影年月日が記載されているか。	
5	撮影年月日は、令和8年6月13日以降か。	

様式第1号(第2条関係)

石垣市選挙公報掲載申請書

令和 年 月 日

石垣市選挙管理委員会委員長 様

候補者 住所
氏名

令和8年9月13日執行の石垣市議会議員一般選挙における選挙公報に掲載を受けたいので、石垣市選挙公報の発行に関する条例第3条第1項の規定により申請します。

記

1 掲載文 2通(別添のとおり)

2 写真 2葉(別添のとおり)

※同一の白黒のもの

上半身手札型 縦4.0cm・横3.0cm

裏面に候補者の氏名及び撮影年月日を記載すること。

3 連絡先責任者 氏 名

住 所

電話番号

様式第3号(第5条関係)

石垣市選挙公報掲載文修正(掲載写真取替)申請書

令和 年 月 日

石垣市選挙管理委員会委員長 様

候補者 住所
氏名

令和 年 月 日申請の選挙公報の掲載文又は写真の修整又は取替えをしたいので、石垣市選挙公報発行規程第5条の規定により申請します。

記

添付書類(該当箇所□にレ印をする)

1 ☐ 新たな掲載文 2通(別添のとおり)

2 ☐ 新たな写真 2葉(別添のとおり)

※同一の白黒のもの

上半身手札型 縦4.0cm・横3.0cm

裏面に候補者の氏名及び撮影年月日を記載すること。

掲載文にのり付けしないこと。

3 連絡先責任者 氏 名

住 所

電話番号

様式第4号(第5条関係)

石垣市選挙公報掲載撤回申請書

令和 年 月 日

石垣市選挙管理委員会委員長 様

候補者氏名

令和 年 月 日申請の選挙公報の掲載を撤回したいので、石垣市選挙公報発行規程第5条第2項の規定により申請します。

理由